

国立大学法人鳴門教育大学講堂使用要項

平成16年4月 1日

学 長 裁 定

改正 平成21年4月 1日

平成22年4月 1日

平成23年3月31日

(趣旨)

第1 国立大学法人鳴門教育大学講堂（以下「講堂」という。）の使用に関しては、他に定めのある場合を除くほか、この要項の定めるところによる。

(目的)

第2 講堂は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）の教育研究の進展に資するとともに、学術文化の向上に寄与することを目的とする。

(使用の範囲)

第3 講堂は、本学が主催する儀式、講演会、公開講座等に使用するものとする。ただし、資産管理責任者は本学の使用及び教育研究の遂行に支障がなく、かつ、次の各号の一に該当する場合は、本学の職員、学生等にその使用を認めることができる。

- (1) 本学の職員が講演会、研究会等を行う場合
- (2) 本学の学生の団体が当該団体の顧問教員等の承認を得て研究会、発表会等を行う場合
- (3) 本学の附属学校の児童、生徒又は幼児の団体が当該附属学校長の承認を得て教員の指導の下に発表会等を行う場合
- (4) その他学長が適当と認める場合

2 資産管理責任者は、前項の規定にかかわらず、本学の使用及び教育研究の遂行に支障がなく、かつ、講堂の目的に照らして適当と認める場合に限り、国、地方公共団体及び教育・研究団体等に講堂を使用させることができる。

(使用許可の基準)

第4 第3第1項ただし書及び第2項に規定する使用を許可する場合の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 使用予定人員が約500人未満であること。
 - (2) 収益を図るための入場料等を徴収しないものであること。
 - (3) 講堂を使用しようとする者（以下「使用者」という。）が過去に講堂の使用許可条件等に違反した事実がないこと。
- 2 リハーサルその他の準備に講堂を使用する場合は、原則として1回とする。

(使用の日時)

第5 講堂を使用できる日時は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日（祝日法による休日を除く。）及び夏季一斉休業日を除き、月曜日から金曜日の9時から17時までとする。ただし、学長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(使用許可の申請)

第6 使用者は、別記様式第1号の国立大学法人鳴門教育大学講堂使用許可申請書を、経営企画本部施設課施設チーム（以下「施設チーム」という。）に提出し、資産管理責任者の許可を受けなければならない。

2 前項の申請は、原則として使用予定日の1月前までに行わなければならない。ただし、使用予定日の3月以前の申請については、特別な事由がない限り受付けないものとする。

（使用の許可）

第7 資産管理責任者は、第6の申請を適当と認めるときは、使用を許可し、別記様式第2号の国立大学法人鳴門教育大学講堂使用許可書（以下「許可書」という。）に押印後、施設チームを通じて使用者に交付するものとする。

2 第3第1項の規定に該当する者に交付する許可書については、押印は省略するものとする。

（使用料）

第8 第7の規定により使用の許可を受けた者のうち、第3第2項の規定に該当する者は、別に定める使用料を経営企画本部財務課財務チームに前納しなければならない。

2 既納の使用料は、原則として返還しない。

（使用日時等の変更）

第9 使用者が、使用の日時等を変更し、又は使用を中止しようとするときは、原則として使用予定日の7日前までに申し出なければならない。

2 前項の申出については、第6第1項及び第7の規定を準用する。

（使用許可の取消し等）

第10 資産管理責任者は、次の各号の一に該当する場合には、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- (1) 本学において緊急に講堂を使用する必要性が生じたとき。
- (2) 使用者がこの要項又は使用許可の条件等に違反したとき。
- (3) 本学の運営上重大な支障があると認められるとき。

2 前項の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させたことによって、使用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責を負わないものとする。

3 第1項による不許可の通知は、施設チームを通じて行うものとする。

（遵守事項）

第11 使用者は、別に定める使用心得を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第12 使用者が故意又は過失により施設、設備等を汚損、損傷又は滅失させたときは、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

（事務）

第13 講堂の管理、運営等に関する事務は、施設チームにおいて処理する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第6第1項関係）

国立大学法人鳴門教育大学講堂使用許可申請書（新規・変更・中止）

年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

所属又は団体名

代 表 者 役職

氏名

住 所

(連絡先電話 ー ー)

使 用 責 任 者

住 所

(連絡先電話 ー ー)

講堂を下記のとおり許可くださるよう申請します。

なお、使用に当たっては、国立大学法人鳴門教育大学講堂使用心得を遵守します。

記

行 事 等 の 名 称			
使用日時（準備等を含む。）	年 月 日（曜日） 時 分～時 分	年 月 日（曜日） 時 分～時 分	
使 用 目 的			
使 用 予 定 人 員	人（学内 人, 学外 人）		
使用を希望する特別設備等			
使 用 料	円		
附属学校長又は顧問教員等の承認	職名	氏名	印
※受付年月日	平成 年 月 日	担当	印
※備 考			

(注) 1 ※印の欄は、記入しないこと。

2 行事等の開催計画書等を添付すること。

別記様式第2号（第7第1項関係）

国立大学法人鳴門教育大学講堂使用許可書（新規・変更・中止）

年 月 日

殿

資産管理責任者

国立大学法人鳴門教育大学

印

平成 年 月 日付け申請に係る講堂の使用については、別紙の国立大学法人鳴門教育大学講堂使用心得を遵守することを条件として、下記のとおり許可します。

なお、次のような場合には、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させることがあります。

- 1 本学において緊急に講堂を使用する必要性が生じたとき。
- 2 使用者が国立大学法人鳴門教育大学講堂使用要項又は使用許可の条件に違反したとき。
- 3 本学の運営上重大な支障があると認められるとき。

記

行 事 等 の 名 称	
使 用 日 時	年 月 日（曜日） 時 分～時 分 年 月 日（曜日） 時 分～時 分
使 用 目 的	
使 用 予 定 人 員	人
使用できる特別設備等	
使 用 料	円
備 考	

別 紙

国立大学法人鳴門教育大学講堂使用心得

使用者は、講堂の使用に当たっては次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1 国立大学法人鳴門教育大学講堂使用許可書を施設チームに提示し、事前に打合せを行い、その指示に従うこと。
- 2 使用を許可された目的以外に使用し、又は他の者に転貸してはならないこと。
- 3 使用を許可された施設、設備等以外は、使用しないこと。
- 4 使用を許可された時間を守ること。
- 5 掲示、張り紙、その他これらに類するものは、許可された所定の場所で行うこと。
- 6 火気の取り扱いに注意すること。
- 7 講堂内では、飲食しないこと。
- 8 施設、設備等を汚損、損傷又は滅失させないこと。
- 9 講堂の防災設備等を確認し、非常の場合は、誘導等を行うこと。
- 10 使用責任者は、使用後は施設内を清掃・整理し、施設チームに届け出て、点検、確認を受けること。